

## 宮崎公立大学交流センター規程

平成19年4月1日  
規程第24号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎公立大学学則第4条第2項の規定に基づき、宮崎公立大学交流センター（以下「センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、日本人学生と外国人学生との交流及び地域における生涯学習の振興等地域との交流を行う施設とする。

(交流センター所長等)

第3条 センターに交流センター所長（以下「所長」という。）及び必要な職員を置く。所長は宮崎公立大学地域研究センター長を充てるものとする。

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、土曜日については午前9時から午後5時までとする。

2 所長は、特に必要があると認める場合は、公立大学法人宮崎公立大学理事長（以下「理事長」という。）の承認を得て、前項の開館時間を変更し、短縮し又は延長することができる。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日まで

(4) その他、特に必要があると認める日

2 所長は、特に必要があると認める場合は、理事長の承認を得て、前項の規定にかかわらず、センターを使用させることができる。

(使用の許可)

第6条 センターを使用する者があるときは、第2条に規定する本来の用途または目的を妨げない場合において、所長はセンターの使用を許可することができる。

2 前条に規定する「本来の用途または目的を妨げない場合」とは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、使用目的が営利を目的としない場合とする。

(1) 本学の業務の遂行上その必要性が認められる場合。

(2) センターの利用が公共性、公益性に反せず、一時的または限定的なため、業務運営上支障が生じない場合。

(3) 公共的、公益的な見地からセンターの使用が必要不可欠な場合。

(4) センターの使用が公共性、公益性に反せず、社会的または経済的な見地から妥当と判断される場合。

(5) 本学の職員、学生の利便に資する場合。

(6) その他、所長が特別の事情があると認めた場合。

(使用許可の手続等)

第7条 センターの使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、使用許可申請書（別紙様式第1号。以下「申請書」という。）を所長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 所長は、前項の申請が適当であると認めたときは、特別な場合を除いて、申請者に対して使用許可書（別紙様式第2号）（以下「許可書」という。）を使用する3ヶ月前から交付するものとする。

3 所長は、使用を許可するにあたって必要な条件を付した場合は、この条件

を許可書に記載するものとする。

(光熱費の負担)

第8条 使用者は、電気の使用料を別表に定めるとおり負担しなければならない。

2 光熱費の請求は請求書(別紙様式第3号)により行い、使用する日の前までに指定口座に振り込むこととする。

3 光熱費の振込後、センターの使用ができなかった場合は、その全額を還付するものとする。

(光熱費の減免)

第9条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、光熱費の全額または一部を免除することができる。

(1) その使用目的が、大学の業務遂行上必要である場合。

(2) その使用目的が、教育研究上の効果が高いと判断される場合。

(3) 公立大学法人宮崎公立大学の設立(出資)団体が使用する場合

(4) その他理事長が特別の事情があると認めた場合

(許可の取消)

第10条 所長は、使用者が次の各号に該当するときは、速やかに必要な是正措置を命じ、または使用許可を取り消すものとする。

(1) 使用許可の条件に違反したとき

(2) 申請書の記載事項が事実と反するとき

(3) 当該使用により施設等の本来の目的または用途に支障を来すおそれが生ずると認められるとき

(4) 公益を害し、または秩序を乱すおそれが生ずると認められるとき

(5) 法人において、当該施設等を使用する必要が急遽生じたとき

(原状回復等)

第11条 使用者は、使用が終了したときは、速やかに原状回復のうえ、当該施設等をセンターに返還しなければならない。

(損害賠償)

第12条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を理事長に届け出て、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年1月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

別表

利用施設名	光熱費額
多目的ホール	800円/時
会議室	400円/時
和室	200円/時

年 月 日

施 設 使 用 許 可 申 請 書

施設管理者 殿

申請者 住所  
氏名 ⑩

宮崎公立大学交流センター規程第 7 条第 1 項の規程により、下記の行為について許可を受けたいので申請します。

記

1 使用の目的

2 場 所

3 期 間 年 月 日から 年 月 日  
( 時 分から 時 分)

4 人数又は数量

5 そ の 他

※ 注意 施設管理者が指示する見本、図画、その他必要な書類等を添付又は提示すること。

年 月 日

施 設 使 用 許 可 書

殿

施設管理者

㊞

年 月 日付で申請のあったことについては、宮崎公立大学交流センター規程第7条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

記

1 許可目的

2 許可場所

3 期 間 年 月 日から 年 月 日  
( 時 分から 時 分)

4 許可条件

- ① 使用時間については、厳守すること。
- ② 許可施設以外の施設には立ち入らないこと。
- ③ 物品を移動したときは、原状に復元すること。
- ④ 学内での事故、盗難については、大学側は一切責任を負わない。
- ⑤ 施設の使用にあたっては、使用者の責任において使用するものとし、使用当日について本学職員は一切対応を行わない。
- ⑥ 使用する施設については、光熱費を実費として徴収する。
- ⑦ このほか詳細については、別途協議を要する。

# 請求書

殿

下記のとおり請求申し上げます。  
振込手数料は貴殿にてご負担ください。

請求額	¥
-----	---

お振込は下記の銀行までお願い申し上げます。

口座名義人 「公立大学法人宮崎公立大学 理事長 氏名」 宮崎銀行 本店 (普通 155994)
---

〒880-8520 宮崎県宮崎市船塚1丁目1番地2 公立大学法人 宮崎公立大学 理事長 氏名 TEL: 0985-20-2000 FAX: 0985-20-4820
---

請求明細	単 価 (円)	数 量 (時間)	金 額 (円)

合 計	¥
-----	---

(税込)